

市川第 20221209-0232 号

令和 4 年 12 月 12 日

「公共施設への再生可能エネルギー等導入事業（PPA 事業）の実施事業者に係る公募型プロポーザル」の訂正公告

市川市長 田中 甲

下記の「公共施設への再生可能エネルギー等導入事業（PPA 事業）の実施事業者に係る公募型プロポーザル」の公告を訂正します。

記

1. 公告番号 市川第 20221124-0257 号
2. 公告日 令和 4 年 1 1 月 2 8 日
3. 件名 公共施設への再生可能エネルギー等導入事業（PPA 事業）の実施事業者に係る公募型プロポーザル
4. 参加申請期間 令和 4 年 1 1 月 2 8 日から令和 4 年 1 2 月 2 1 日午後 4 時まで
5. 訂正内容
 - 実施要領 1 ページの 2（1）募集スケジュールに記載の参加申請書等の受付期間「令和 4 年 1 2 月 1 2 日（月）午後 4 時まで」を「令和 4 年 1 2 月 2 1 日（水）午後 4 時まで」に訂正する。
 - 実施要領 1 ページの 2（1）募集スケジュールに記載の質問書の受付期間を「令和 4 年 1 2 月 1 2 日（月）午後 4 時まで」を「令和 4 年 1 2 月 2 1 日（水）午後 4 時まで」に訂正する。
 - 実施要領 4 ページの 5（2）の質問書の受付期間を「令和 4 年 1 2 月 1 2 日（月）午後 4 時まで」を「令和 4 年 1 2 月 2 1 日（水）午後 4 時まで」に訂正する。
 - 実施要領 6 ページの 6（3）の提出期間を「令和 4 年 1 2 月 1 2 日（月）午後 4 時まで」を「令和 4 年 1 2 月 2 1 日（水）午後 4 時まで」に訂正する。
 - 実施要領 6 ページ 6（5）の提出方法を「令和 4 年 1 2 月 1 2 日（月）午後 4 時必着」を「令和 4 年 1 2 月 2 1 日（水）午後 4 時必着」に訂正する。
 - 業務説明資料 4 ページ 5（2）行政財産使用許可の基本的条件ア

の末尾に「ただし、実施要領「9. 実施事業者（予定者）との協定」に定める協議の結果、市川市使用料条例第4条に基づき免除される場合がある。」を加える。

公共施設への再生可能エネルギー等導入事業（PPA 事業）の実施事業者に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

市川市長 田中 甲

1. 事業概要

施設に太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備（以下、「設備」という。）を導入し、事業実施期間において運転・維持管理を行う。

- ア 事業者は、業務説明資料別紙 1 の候補施設に対し構造調査、設備容量検討及び現地調査を行う。事業実施に当たっては、施設管理者及び施設所管課（以下、「施設管理者等」という。）と協議すること。
- イ 事業者は設備設置が可能な施設に対する行政財産使用許可を受け、提案をもとに設計・施工した設備を導入する。導入にあたり、設備の設計・施工・施工管理業務、施工に関連する手続き業務及びその関連業務を行う。設備設置により防水層または外壁を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。
- ウ 事業者は設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。また、事業者は当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給する。設備に異常もしくは故障があり、電力供給及び充放電に影響を及ぼす場合は、すみやかに機能の回復を行う。
- エ 事業者は当該設備を設置した施設について、運転期間内における温室効果ガス排出量削減効果の検証業務を行う。
- オ 事業期間終了後、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層または外壁を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。
なお、市が設備の譲渡を申し出た場合は別途協議するものとする。
- カ 設備導入については、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 カ年を想定して公募を行うものである。
- キ 事業期間中、事業成果が不適切とみなされた場合は、次年度以降の行政財産使用許可の対象としないことがある。
- ク 事業者は対象の施設管理者等への説明業務（非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。各年度における設備導入施設数、内容等については市と協議のうえ決定する。
- ケ 事業者はその他、国補助事業を活用する場合などにおける申請等業務を行う。

2. 公募概要

本プロポーザルのスケジュールは、以下のとおりとする。なお、スケジュールは事務局により変更できるものとし、変更があった場合には、速やかに市公式 Web サイトにて公表する。

予定	日時
実施要領の公表	令和 4 年 1 1 月 2 8 日（月）
参加申請書等の受付期間	令和 4 年 1 1 月 2 8 日（月）から 令和 4 年 1 2 月 1 2 日（月）午後 4 時まで
参加資格審査結果通知	令和 4 年 1 2 月 2 6 日（月）
質問書の受付期間	令和 4 年 1 1 月 2 8 日（月）から 令和 4 年 1 2 月 1 2 日（月）午後 4 時まで
質問書に対する回答書通知	令和 4 年 1 2 月 2 6 日（月）
企画提案書の提出期限	令和 5 年 1 月 2 3 日（月）午後 4 時まで
プレゼンテーション	令和 5 年 1 月下旬～2 月上旬（予定）
選考結果の通知	令和 5 年 2 月中旬～下旬（予定）
協定書締結	令和 5 年 3 月下旬（予定）

3. 参加資格要件

本プロポーザル参加申請日（以下、「申請日」という。）において以下の要件を全て満たすものとする。

（1）市川市入札参加適格者名簿に登録している者。もしくは、以下の書類を提出する者。

- ア 履歴事項全部証明書
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届兼委任状（第 4 号様式）
- エ 納税証明書

次に記載するもののうち該当する納税証明書

A 市内に事業所がある場合

- ・市税〔法人市民税の納税証明書〕（直近 2 年）
〔固定資産税の納税証明書〕（直近 2 年）
- ・国税〔法人税及び消費税の納税証明書（その 3 の 3）〕

B 上記 A に該当しない場合

- ・国税〔法人税及び消費税の納税証明書（その 3 の 3）〕

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次のいずれにも該当しない者。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は申請日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者

- イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
- ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
- エ この公告日から実施事業者決定日までの間において、市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
- カ 中小企業等協同組合にあたる者（以下、「組合」という。）が本プロポーザルの参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人もしくは個人
- キ 本プロポーザルに参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和 50 年 12 月 13 日施行）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実による適正な業務履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

（３）実施事業者となった場合は、速やかに市川市入札参加適格者名簿に登録すること。

（４）本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。なお、各資格者証の写し（表・裏）を提出すること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計一級建築士（外部委託を含む。）

イ 電気主任技術者（第 3 種以上）（外部委託を含む。）

（５）本事業と類似の事業履行実績（令和元年度から令和 4 年度の期間において、「高圧又は低圧施設の屋上又は屋根における太陽光発電設備等の設備設計及び導入業務」の履行実績）を有すること。ただし、実績は公共事業に限るものとし、履行中の案件については、1 年間以上適切に履行している場合に 1 件として数える。

（６）単体事業者に加え、共同事業体の参加も認めるものとする。共同事業体を構成して参加する場合にあっては、次のすべての要件を満たしていること。

ア 構成員において決定された代表者が、共同事業体の協定書において明らかであること。なお、申請に関する権限は代表者に帰属するものとする。また、代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。

イ 協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担を記載すること。

ウ 共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の申請者（他の申請者が共同事業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

※本プロポーザル参加後においても、参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すことがある。

※複数企業による共同事業体として申請する場合は、共同事業体内の各構成員が（１）（２）（３）を満たす必要があり、（４）（５）については、共同事業体内のいずれかの構成員が満たしていればよい。

※（４）を外部委託により満たそうとする場合は、各資格者証の写しを可能な範囲で提出するものとし、企画提案書の実施体制の項目に、外部委託により当該資格を有する者を含める内容の提案をすること。

4. 参加手続き

参加手続きは、公共施設への再生可能エネルギー等導入事業（PPA 事業）の実施事業者に係る公募型プロポーザル実施要領による。

5. 事務局

〒272-0023 千葉県市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号 市役所第 2 庁舎

市川市 環境部 循環型社会推進課

TEL：047-712-5782、FAX：047-712-6320

E-mail：shigenjyunkan@city.ichikawa.lg.jp